

広告掲載者募集要項（維持管理課車両）

御前崎市で所有する公用車（維持管理課車両）への広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

■ 媒体名等

名称	御前崎市公用車（維持管理課車両）3台
内容（用途）	御前崎市維持管理課職員が主に市内を移動する際に使用する公用車両
募集車両	維持管理課で管理する公用車両（3台）
規格	掲載場所 車両側面ドア 両面 2箇所
	寸法 縦30cm以内×横50cm以内 (1枚あたり)
	材質 マグネットシート※1
掲載期間	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日

※1 広告掲載物の作成及び経費については、
広告主の負担となります。

■ 見本写真



■ 広告内容

掲載車両	掲載位置	色彩、デザイン等
スズキ エブリイ	車両側面(両面) 後部ドア面	広告の色彩、意匠その他デザイン等は次のいずれにも該当しないこと。 (1)道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの (2)車両運行上の支障となるもの (3)地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれがあるもの (4)周囲の運転者の誤解を招き、または注意力を散漫とさせるおそれがあるもの
スズキ エブリイ	車両側面(両面) 後部ドア面	
スズキ エブリイ	車両側面(両面) 後部ドア面	

■ 広告掲載料

36,000円（消費税及び地方消費税を含む）

■広告掲載に関する条件

御前崎市広告掲載要綱、御前崎市広告掲載基準を必ずお読みいただき、遵守してください。

■原稿の制作等

広告原稿案（デザイン案）提出締切	令和8年2月13日（金）
掲載物納品締切	令和8年3月19日（木）

※原稿内に縦5mm×横10mm以上で「広告」である旨を明記してください。

※広告掲載料には制作費（版下・デザイン）は含んでおりません。完全データにて入稿してください。（データ形式：PDF、文字はアウトライン化）

※申込時に広告原稿案又はデザイン案を提出し、原稿内容の審査を受けてください。

※掲載物納品締切までに掲載物をご提出いただけない場合、広告を掲載できない場合があります。その場合であっても納入された広告掲載料は還付しませんので、ご留意ください。

■申込み

申込み資格	御前崎市広告掲載要綱、御前崎市広告掲載基準に掲載のとおり。 申込者は広告主に限ります。
申込方法	申込書に必要事項を記載の上、必要書類を添付して下記の申込先に提出してください。（郵送可）
申込書に添付する書類	○会社概要、事業内容等がわかるもの ○資格又は免許を必要とする業種にあっては、それを証明する書類の写し ○広告原稿案又はデザイン案（CD又はDVDにより提出）
申込期間	令和8年1月13日（火）～令和8年2月13日（金） 土・日曜日、祝日を除く午前8時15分～午後5時00分 ※郵送の場合、2月13日（金）必着とします。
広告掲載者の決定方法	市内に事業所を有する方を優先し、条件が同一の場合は、抽選により決定します。
広告掲載料の納付	掲載料は一括前納していただきます。市から送付する納入通知書で指定期日までに納付してください。 ※納付されなかった場合、広告は掲載できません。
その他の留意事項	広告枠下に「広告内容に関するることは、広告主にお問い合わせください。広告主及び広告内容と御前崎市の業務とは直接関係ありません。」の文章が入りますので、ご了承ください。
申込・問合せ先	(担当課名) 維持管理課 (所在地) 御前崎市池新田5585番地 (TEL/fax) 0537-85-1124/0537-85-1156 (Eメール) kanri@city.omaezaki.shizuoka.jp

■参考図面

- 掲載場所



- 広告イメージ

